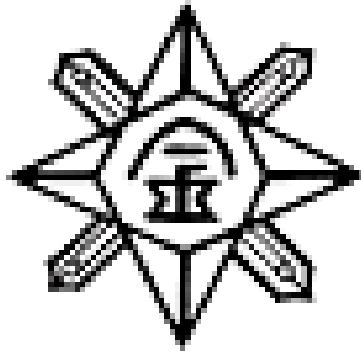


保存版



横浜市立金沢小学校

P T A 規約

横浜市立金沢小学校 P T A

横浜市立金沢小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は横浜市立金沢小学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校および社会における児童の健全な福祉の増進を図る。
2. 保護者の教養を一層深め、教職員、一般社会との協力を促進して児童の心身の健全な発達を図る。
3. 学校と家庭が緊密な関係を保ち、教育に対する理解を深め、保護者と教職員が相互の信頼と協力に基づき児童の教育の向上を図る。
4. 学校の教育環境の改善を図る。

第3章 方針

第3条 本会は教育振興を主たる目的とする民意的任意団体として活動する。

第4条 本会は非営利的、非宗派的、非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、他のいかなる種類の候補者を推薦することもできない。

第5条 本会は自由独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。

第6条 本会は学校教育の理解と援助のために意見を具申するが、学校の管理や教職員の人事に干渉してはならない。

第4章 会員

第7条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と学校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

第5章 会計

第8条 本会の経費は、会費・事業収入および自発的な寄付をもって支弁する。

第9条 会費は、一家庭につき月額350円、10か月分（8月及び3月を除く）を徴収し、その方法は、学校納入金と同じく、年額を2分割（一回1,750円）して行う。

ただし、年度途中から会員となった者又は会員でなくなった者は、事由が発生した月から起算して、返金又は徴収をする。

第10条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に適用してはならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員および会計監査

第12条 本会の役員および会計監査は次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者
3. 書記 2名 保護者・教職員
4. 会計 2名 保護者・副校長
5. 会計監査 2名 保護者

ただし、副会長、書記及び会計は役員の必要に応じて1名増員できるとし、その場合は保護者から選出する。

- 第13条 役員および会計監査の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第14条 役員および会計監査は、推薦委員会によって推薦され、3月の定期総会において承認されたのち、4月1日より就任する。
ただし、4月の定期総会までは前任者がこれを助ける。
- 第15条 役員および会計監査の兼任は認めない。
- 第16条 役員および会計監査の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、総会および実行委員会、その他の集会を主催する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理を務める。
 3. 書記は、総会および実行委員会の議事整理・記録を行い、資料等の保管をする。また、各種集会の通知事務処理をする。
 4. 会計は、本会の金銭の収支を記録し、定期総会には、会計監査を経た決算報告および予算案を提出する。
 5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を翌年の定期総会で報告する。
- 第17条 役員会の構成ならびに任務は次のとおりとする。
1. 役員会は、本会の役員および校長によって構成される。
 2. 役員会は、実行委員会を円滑に運営するための企画調整および実行委員会より委任された事務処理をする。
- 第18条 役員および会計監査に欠員が生じたときは、臨時総会を開き、第14条に準じて補欠選出をする。
補充役員の任期は残任期間とする。
ただし、諸般の事情により、年度終了まで欠員のままとする場合もある。

第7章 総会

- 第19条 総会は、定期総会および臨時総会とする。開催方法については、書面総会としてもよい。
- 第20条 定期総会は、3月と4月に開催し、次の事項を審議決定する。
1. 3月総会において役員および会計監査の選出。
 2. 4月総会において前年度の事業報告、および本年度の事業計画の審議決定。
 3. 4月総会において前年度決算報告の審議承認、および本年度予算案の審議決定。
- 第21条 実行委員会の決議、または会員総数の5分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開かなければならない。
- 第22条 総会の定足数は、会員総数の5分の1以上とし、委任状はこれに含める。
決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
書面総会の場合は、会員数の過半数で決議される。
なお、決議用紙が未提出の場合は、賛成票とする。

第8章 実行委員会

第23条 実行委員会は、本会の役員、各常任委員会正副委員長および校長によって構成される。

第24条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各常任委員会によって立案された事業計画を審議検討し、本会の目的に応じた計画を立て、運営する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. その他、総会より委任された事務処理する。

第25条 実行委員会は基本的に毎月1回開かれる。ただし、会長または委員の半数以上が必要と認めたときは、随時開くことができる。

第26条 実行委員会は、委員の半数以上の出席を必要とする。

第9章 委員会

第27条 委員会の種類は次のとおりとする。

1. 常任委員会は、学年委員会、広報委員会、および地区委員会とする。
2. 特別委員会は、推薦委員会とする。ただし、必要に応じてその他の委員会を置くことができる。

第28条 各常任委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第29条 各委員会は、互選により正副委員長を1名ずつ選出する。

ただし、各委員会の必要に応じて、副委員長を1名増員できることとする。

第30条 各常任委員会は、いかなる事業計画についても、実行委員会にはからなければならない。

第31条 学年委員会は、前年度選出された各学年2名の委員によって構成され、他の委員会と協力して学級、学年内のつながりを図り、PTA会員としての資質を高めるべく研修活動に携わる。

第32条 広報委員会は、前年度選出された各学年2名の委員によって構成され、本会の目的を達成するため機関紙発行など広報活動に携わる。

第33条 地区委員会は、それぞれの地区の実情に応じて選出された委員によって構成され、地区における児童の校外生活指導に協力する。

第34条 推薦委員会の構成は次のとおりとする。

1. 各学年代表 1学年につき1～2名
2. 教職員代表 2名

第10章 改定

第35条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければ、改定することができない。

書面総会の場合は、会員数の3分の2以上の賛成でなければ改定することができない。

なお、決議用紙が未提出の場合は、賛成票とする。

付 則

- 本規約は、平成 2 年 4 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 7 年 4 月 2 1 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 1 0 年 3 月 1 2 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 1 6 年 4 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 2 0 年 4 月 2 8 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 2 1 年 1 2 月 2 日より改定施行する。
- 本規約は 平成 2 4 年 1 1 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は 平成 2 7 年 1 1 月 2 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 2 9 年 5 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は、平成 3 1 年 2 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は、令和元年 5 月 1 日より改定施行する。
- 本規約は、令和元年 5 月 1 1 日より改定施行する。
- 本規約は、令和 2 年 1 月 2 0 日より改定施行する。
- 本規約は、令和 2 年 7 月 1 3 日より改定施行する。
- 本規約は、令和 7 年 3 月 1 4 日より改定施行する。

慶弔に関する規程

1. 児童に関するもの

- (1) 児童が学校外競技会等で顕著な成績を収めとき、他の団体から表彰されたとき、善行があった場合は協議し、記念品を贈る。
- (2) 児童が死亡した場合は、香典1万円と花輪一基。弔問は役員で協議する。

2. 会員に関するもの

- (1) 会員が公共団体より社会事業・教育関係について表彰されたとき、善行があった場合は協議し、記念品を贈る。
- (2) 会員が死亡した場合は、香典1万円と花輪一基。弔問は役員で協議する。

3. 教職員に関するもの

- (1) 教職員が結婚・子女誕生の場合は、祝い金5千円を贈る。
- (2) 教職員が死亡の場合は、香典1万円と花輪一基。弔問は役員で協議する。
- (3) 教職員の配偶者・実父母・義父母が死亡の場合は、香典5千円。弔問は役員で協議する。
- (4) 教職員が転任・退職の場合は、花束等を贈る。
- (5) 教職員が長期療養・怪我の場合は、見舞金5千円を渡す。

4. 役員および実行委員に関するもの

- (1) 役員および実行委員が任期終了した際、感謝状と記念品(3千円相当)を贈る。

5. その他

- (1) 規程の運用について必要が生じたときは、役員が協議し、実行委員の承諾を得て、別途の取り扱いをすることができる。

付 則

本規程は、平成10年 9月 5日より施行する。

本規程は、平成17年 4月 1日より改定施行する。

金沢小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 金沢小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び各委員会の構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付。
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成。
- (3) PTA会長が必要と認めた場合。

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 提供する対象者の氏名

3 提供する情報の項目

4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに P T A 会長に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、P T A 役員及び各委員会構成員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第 18 条 本会の「金沢小学校 P T A 個人情報取扱規則」を改定する場合、実行委員会で決議の上、速やかに会員に通知し、周知徹底をはかることとする。

附則

本規則は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。